

西東京市障害者（児）移動支援従業者養成研修（通学）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

西東京市

東京都西東京市南町五丁目6番13号

（目的）

第2条 本市において、知的・精神障害者移動支援従業者養成研修を実施することにより、従業者の確保及び支援の質の向上を目的とする。本市の移動支援の利用は年々増加しており、基盤整備を推進する必要がある。その一環として、人材育成のため本研修を実施するものとする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下「研修」という。）を実施する。

知的・精神障害者移動支援従業者養成研修（通学形式）

（研修の名称）

第4条 研修の名称は、以下のとおりとする。

西東京市知的・精神障害者（児）移動支援従業者養成研修（通学）

（年度事業計画）

第5条 令和8年度の研修は、次の計画のとおり実施する。

区分	実施期間	募集定員
第1回	令和8年9月28日（月）から9月30日（水）まで	20名
第2回	令和9年2月1日（月）から2月3日（水）まで	20名

（受講対象者）

第6条 受講対象者は、次の各号のいずれかの者とする。

- (1) 西東京市内を営業区域として移動支援を実施している事業所又は実施する予定のある事業所に勤務している者又は勤務する予定のある者
- (2) 西東京市に在住し、又は在勤する者で、移動支援の従事が可能で健康な者
- (3) その他市長が認める者

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は、無料とする。

（使用教材）

第8条 研修に使用する教材は、次のとおりとする。

テキスト名	出版社名
知的・精神障害者移動支援従業者養成テキスト	居宅サービス事業者ネットワーク

(研修カリキュラム)

第 9 条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、「別紙カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第 10 条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第 11 条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(募集手続き)

第 12 条 募集手続きは、次のとおりとする。

- (1) 指定の申込用紙に必要事項を記入の上、期日までに市に申し込む。ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。
- (2) 市は書類審査の上、受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者宛てに通知する。公的証明書による本人確認については原則として研修初日に行う。
- (3) 受講決定通知を受取った受講者は、市の指定した日に参加費を納入する。

(科目の免除)

第 13 条 科目の免除は行わない。

(修了の認定)

第 14 条 修了の認定は、第 9 条に定める全てのカリキュラムを履修し、市が修了したと認める者に対して行う。ただし、研修日程の最終日までに公的証明書を提示せず、本人の身分を証明できない者については修了の認定は行わない。

(研修欠席者の扱い)

第 15 条 理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は必ず「欠席届」を提出する。

(補講の取扱い)

第 16 条 補講は原則として行わない。

(受講の取消し)

第 17 条 次に該当する者は、受講を取消することができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

第 18 条 第 14 条により修了を認定された者には、当市において東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修等事業実施要綱 8 に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者管理の方法)

第 19 条 修了者管理については、次により行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。再発行費用は無料とする。

(研修執行担当部署)

第 20 条 本研修事業は、西東京市健康福祉部障害福祉課にて執行する。

(その他留意事項)

第 21 条 本研修の執行に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修の受講に際して、研修開始日の開講式で本人確認を行う。本人確認の方法は、公的証明書により行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。
- (2) 研修に際して次のとおり苦情の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

西東京市健康福祉部障害福祉課障害者支援係 電話 042-420-2804

- (3) 市及び受講者等は事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(施行細則)

第 22 条 この学則に必要な細則及びこの学則に定めがない事項で必要があると認めるときは、市がこれを定める。

附 則

この学則は 令和 8 年 5 月 20 日から施行する。